

ページ 在学者・保護者の方→システムの利用方法→各システムの入口「岡山大学大学院教育指導カード」に掲載していますので、参考にしてください。

4 単位の認定及び成績の評価

- (1) 単位の認定は、授業時間の3分の2以上出席した者について、試験・レポート及び平素の成績等により、授業担当教員が行います。
- (2) 本学では、平成20年度入学生よりGPA制度を導入しています。GPA制度については、本便覧の「GPA制度について」を参照してください。成績の評価は、A⁺ (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)、修了及び認定を合格 (単位修得) とし、F (59点以下) を不合格 (単位未修得) とします。

5 定期試験等

- (1) 各授業科目の試験は、原則として学期末に各授業担当教員の指示する日・時限で行います。
- (2) 病気その他やむを得ない事故等のために受験できない者に対しては、試験を延期されることがあります。このような事態が発生した場合は、すみやかに授業担当教員に申し出て、指示に従ってください。受験延期を許可された者に対しては、適当な時期に追試験を行います。
- (3) レポート等は、指定された期限までに直接授業担当教員に提出しなければなりません。

6 受験心得

定期試験等の受験に関する注意事項は、下記のとおりです。各事項を充分熟読の上受験してください。

- (1) 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- (2) 監督者が指定した座席において受験すること。
- (3) 受験中は必ず学生証を机の上に置くこと。
ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
- (4) 受験中、机の上に置くことができるものは、学生証、筆記用具 (筆箱等を除く。) 及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。携帯電話・PHS等は、必ず電源を切ってカバン等に入れること。
- (5) 解答用紙には、所属学部等名、入学年、番号及び氏名等の必要事項を必ず万年筆又はボールペンで記入すること。
- (6) 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- (7) 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- (8) 答案用紙は、特に指定がない場合、教卓上に提出するか、又は監督者に直接手渡すこと。自己の机の上に置いて退室すると無効になる場合がある。
- (9) 受験にあたっては、厳正な態度で臨み、誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。
なお、監督者の指示に従わない者、及び不正行為があると認められた者に対しては、学則第58条 (大学院学則第49条) により厳重な懲戒処分を行う。

を経て許可することがある。

(修了要件)

第18条の2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻の修了要件は、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 教職実践専攻の修了要件は、2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、教職実践専攻において、研究科に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者について10単位を超えない範囲で、別表2の学校における実習科目により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。ただし、免除することができる単位数は、第11条の2第3項及び第15条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文を提出しようとする者は、1年以上在学し、15単位以上を修得していなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第20条 最終試験は、第11条第1項に定めた単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 学位論文の提出及び最終試験の期日は、あらかじめ指示する。

(学位)

第20条の2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、教育学とする。

第20条の3 教職実践専攻を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(科目等履修生)

第21条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第22条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院の学生で研究科の授業科目の履修を志願する者は、所定の願書を添え、当該大学の大学院を経て、研究科長に願い出なければならない。

(研究生)

第23条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(特別研究学生)

第23条の2 他大学(外国の大学院を含む。)の大学院等の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(教育職員免許状)

第24条 研究科において、免許状授与の所要資格を得ることができる免許状の種類は、

別表2 履修基準単位数

(1)-1 修士課程

専攻 \ 科目区分	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
学校教育学専攻	2	8	18	4	32
発達支援学専攻	2	10	16	4	32
教科教育学専攻	2	10	16	4	32
教育臨床心理学専攻	2	10	16	4	32

(1)-2 修士課程(大学院設置基準第14条を適用する現職教員)

専攻 \ 科目区分	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
全 専 攻	28			4	32

(2) 専門職学位課程

専攻 \ 科目区分	共通科目	選択科目	学校における 実習科目	計
教職実践専攻	22	14	10	46